

令和7年度糖尿病性腎症重症化予防事業にかかる保健指導業務仕様書

1 業務名称 令和7年度糖尿病性腎症重症化予防事業にかかる保健指導業務

2 履行期間 契約締結日から令和8年3月13日まで

3 業務目的

糖尿病性腎症（DN）や糖尿病性腎臓病（DKD）の患者に対し、通院先の医療機関と連携を図りながら継続的な保健指導を実施し、重症化を防ぐことで、人工透析への移行を遅らせることを目的とする。

4 業務内容

(1) 保健指導の実施 保健指導対象者予定人数：20人

ア 対象者は、守山市国民健康保険被保険者のうち40歳以上74歳以下の者で、前年度に受診した特定健康診査、人間ドック、事業主健診等の健康診査の結果、次の(ア)かつ(イ)に該当し、かかりつけ医からの「保健指導指示書」の提出を得られた者（以下、「対象者」とする。）とする。

(ア) 空腹時血糖 126mg/dl 以上

または、随時血糖 200mg/dl 以上

または、HbA1c 6.5%以上

(イ) eGFR 50ml/分/1.73m² 未満 (70歳以上は 40ml/分/1.73m² 未満)

または、尿たんぱく(+)以上

イ 本保健指導除外者は、以下に該当する者とする。

(ア) 委託業務開始時に守山市国民健康保険の資格を喪失している者

(イ) 1型糖尿病を有する者

(ウ) 病院の糖尿病内科、腎臓内科にて医療管理中の者

(エ) 糖尿病腎症病期分類に定める第5期（透析療法期）に該当する者または透析治療中の者

(オ) 腎臓移植を受けた者

(カ) がんで治療中または重度の合併症を有する者（治療が終了し経過観察中の者は対象とすることがある。）

(キ) 終末期および認知機能障害のある者

(ク) 精神疾患を有する者

(ケ) 指定難病を有する者

(コ) 保健指導の実施に問題があると主治医が判断した者

(サ) 保健指導の実施に問題があると判断したのち、協議の結果、合意判断した者

ウ 保健指導実施期間は、1人あたり6ヶ月間とし、対面（リモート可）による初回面接を1時間から1時間30分程度、電話等による継続支援を5回（1回30分程度）行い、保健指導対象者から質問や相談がある場合は、対応可能な時間内で受け付けるものとする。

エ 保健指導のスケジュールおよび指導内容については、滋賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに準じたものとし、別紙1のとおりとする。主な指導内容は、かかりつけ医が記入し

た「保健指導指示書」に沿った保健指導（病態や検査値の説明、低たんぱく食および減塩食等の食事指導等。）、服薬指導とする。

オ 保健師または管理栄養士 1 名以上による保健指導とする。受託者の雇用する指導員の保健師または管理栄養士は、直接雇用による社員か派遣社員とする。

カ 保健指導を行う者は、糖尿病性腎症（DN）や糖尿病性腎臓病（DKD）の病態や治療方法に関する講習会の受講や各学会のガイドラインの確認等により、あらかじめ介入に必要な知識・技術を習得した者で、保健指導の実績を有する者であること。

キ 保健指導用の教育資材は、受託者が用意したテキスト、自己管理手帳等とする。

ク 保健指導対象者が保健指導途中において、次の(ア)から(エ)の手続を経た上で、なお連絡がつかない場合は、委託者に報告の上、中途辞退とみなす。

(ア) 最後の指導から 1 ヶ月経過の上、指導予定週をむかえても電話連絡がつかない。

(イ) 曜日や時間を変えて電話連絡を 2 週間（架電回数 5 回以上）続ける。

(ウ) (イ)を行った上で連絡がつかない場合は、手紙で継続参加意思の確認を行う。

(エ) 手紙を発送後 2 週間が経過してもなお連絡がつかない場合は、中途辞退者とみなし、委託者へ報告する。

ケ 初回面接は、発注者と受託者で日程を協議の上、守山市役所内で行うものとする。リモートでの面接の場合は、保健指導対象者は守山市役所内、指導員は個人情報を取り扱う上で適切な場所での面接とする。

(2) 報告

ア 受託者は発注者およびかかりつけ医に対し、対象者ごとの保健指導実施に関する報告書を指導月の翌月ごとに提出する。

イ 受託者は保健指導実施による対象者個人の身体状況（体重・BMI、血糖・HbA1c、尿たんぱく、eGFR、血圧）や生活習慣の変化等、および次年度以降に実施すべき保健指導の有効な施策について、市に実施報告書を提出する。検査値は、対象者の了解を得て本人から収集したデータを活用することとする。

(3) その他

感染症流行時は感染拡大防止のために必要な対応等について、発注者と相談の上で実施すること。

5 委託料の支払

委託費の支払いは、履行期間終了後、上記 4 (2) に記載する実施報告書の提出および発注者の検査完了後とする。また、請求書提出時に、詳細な請求内訳が確認できる報告書（様式は発注者と相談の上作成）を提出することとする。

6 その他

(1) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定および守山市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、その業務に従事する者から当該委託業務に係る個人情報の保護を図る旨を誓約する「委託事務に係る誓約書」を徴し、その写しを提出すること。

(2) 受託者は、発注者から受領した個人情報を互いに授受する場合、協議の上定めた方法に従う。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

別紙1 保健指導スケジュールおよび内容

月	回数	方法	内容	所要時間
1 ヶ月	1 回目	面接	情報収集 検査データの振り返り 生活習慣病、糖尿病性腎症に関する説明 服薬指導 栄養指導 「半年後の目標」と目標に対する行動計画立案の支援	60 分～ 90 分
2 ヶ月	2 回目	電話等	行動計画に対する自己評価の確認とそれに対する助言 目標の見直し 質疑応答 検査データ確認	30 分
3 ヶ月	3 回目	電話等	同上	30 分
4 ヶ月	4 回目	電話等	同上	30 分
5 ヶ月	5 回目	電話等	同上	30 分
6 ヶ月	6 回目	電話等	同上 最終評価	30 分